

令和5年3月7日

一般社団法人 日本林業協会  
中央会員 各位

一般社団法人 日本林業協会  
会長 島田 泰助

令和5年3月13日以降の林業経営体及び木材産業事業者における業種別ガイドラインの取扱いについて（令和5年3月7日）

新型コロナウイルス感染症への対応として、従業員等の健康保護を図るとともに、十分な感染防止対策を講じつつ、事業の特性を踏まえて、業務を継続させるため、当協会から令和4年11月29日付けで林業経営体、木材関連事業者にかかる業種別ガイドラインの改訂をお知らせし、これに準じて対応いただくようお願いしたところです。

今般、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部（令和5年2月10日）において、「マスク着用の考え方の見直し等について」が決定、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が変更され、3月13日よりマスク着用の考え方の見直しが適用されることとなりました。

参考：新型コロナウイルス感染症対策本部「マスク着用の考え方の見直し等について」（令和5年2月10日）

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel\\_coronavirus/th\\_siryou/kihon\\_r2\\_050210.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r2_050210.pdf)

その見直しに基づき、林業経営体、木材産業事業者における業種別ガイドラインの取扱いを下記の通り変更いたしました。林業経営体（森林組合、素材生産者等）、木材関連事業者（木材製造業者、木材卸売業者、木材市場業者等）、その他森林に関連する事業者におかれましては、本取扱いに準じて対応していただくよう、貴団体傘下会員の皆さまに周知願います。

## 記

- 1 令和5年3月13日より、マスクの着用について
  - ・原則として、着用は「個人の判断」に委ねること
  - ・但し、感染対策上又は事業上の理由等により、事業者の判断でマスク着用を求めてもよいこと
  
- 2 「マスクの着用の考え方の適用後」の基本的な感染対策について
  - ・引き続き「三つの密の回避」、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の基本的な感染対策へのご協力をお願いすること
  
- 3 令和5年5月8日より、業種別ガイドラインの廃止（予定）
  - ・法律による位置づけが5類に変更された際、「業種別ガイドライン」は廃止予定
  - ・廃止後、基本的には各事業者における自主的な感染対策へ移行すること（※ 政府は自主的な感染対策について必要となる情報提供を行う等の支援を引続き行うこと）

一般社団法人日本林業協会

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-7-12 林友ビル 3F

Tel : 03-6801-8931 Fax : 03-6801-8932

Email : higo@j-forestry.or.jp

以上